

西宮市

定期報告を要する特殊建築物等及び建築設備等

(1) 特殊建築物等

| 用 途 | | 特殊建築物等 | |
|-----|--|--|-----------------------------|
| | | 用途に供する規模等 (各項目いずれかに該当すれば対象) | 報告の時期 |
| 1 | 劇場、映画館又は 演芸場 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 200 m^2 - A ₃ (注8) (客席部分に限る) \geq 200 m^2 - 主階が1階以外にあるもの | 3年ごと 平成29年 7月～10月 |
| 2 | 観覧場(注4)、 公会堂又は集会場 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 200 m^2 - A ₃ (注8) (客席部分に限る) \geq 200 m^2 | |
| 3 | 病院、診療所(注5)、老人ホーム 又は児童福祉施設等 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 300 m^2 - A ₂ (注3) \geq 300 m^2 | |
| | 共同住宅(注6に限る)又は寄宿舎 (注7に限る) | - A ₂ (注3) \geq 300 m^2 - 地階・F \geq 3 (避難階を除く)(注1) | |
| 4 | ホテル又は旅館 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 300 m^2 - A ₂ (注3) \geq 300 m^2 | 3年ごと 平成30年 7月～10月 |
| 5 | 下宿、共同住宅(注6を除く)又は 寄宿舎(注7を除く) | - A (注2) > 100 m^2 (Aは6F以上) | |
| 6 | 学校 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 2,000 m^2 | 3年ごと 平成31年 7月～10月 |
| 7 | 体育館、博物館、美術館、図書館、 ボート場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 2,000 m^2 - A ₃ (注8) \geq 2,000 m^2 | |
| 8 | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合(注9)、料 理店、飲食店又は物品販売業を営む 店舗 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A ₂ (注3) \geq 500 m^2 - A (注2) > 500 m^2 (待合はA ₃ (注8) \geq 3000 m^2) | |
| 9 | 事務所その他これに 類するもの | - 地階・F \geq 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m^2 を超える建築物に限る】 | |

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m^2 を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m^2 を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計

(注3) A₂ : その用途に供する2階部分(避難階除く)の床面積の合計

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

(注6) : サービス付高齢者向け住宅

(注7) : サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホーム

(注8) A₃ : その用途に供する部分(避難階除く)の床面積の合計

(注9) 待合 : 該当する用途部分のうち避難階にあるものを除く。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

| 用 途 | | 建築設備 (注3) | |
|---|---|---|--------------|
| | | 用途に供する規模等 (各項目いずれかに該当すれば対象) | 報告の時期 |
| 1 | 劇場、映画館又は 演芸場 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 200 m^2 - 主階が1階以外にあるもの | 毎年 7月～10月 |
| 2 | 観覧場 (注4)、 公会堂又は集会場 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 200 m^2 | |
| 3 | 病院、診療所 (注5) 又は児童福祉施設 等 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 300 m^2 | |
| 4 | ホテル又は旅館 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 300 m^2 | 毎年 7月～10月 |
| 5 | 博物館、美術館、図書館、ホーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 2,000 m^2 | |
| 6 | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆 浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を 営む店舗 | - 地階・F \geq 3 (注1) - A (注2) > 500 m^2 | |
| 7 | 事務所その他これに 類するもの | - 地階・F \geq 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ面積が1,000 m^2 を超える建築物に限る】 | |
| <p>(注1) 地階・F\geq3 : 地階でその用途に供する部分が100m^2を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m^2を超えるものをいう。</p> <p>(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>(注3) 建築設備 : [換気設備] S48.12.31以前防火ダンパーを設けたもの、S49.1.1以降は煙感知器連動防火ダンパーを設けたものに限る。政令第112条第16項の規定による。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p> | | | |

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

| | 報告対象 | 報告時期 | 備考 |
|------|------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 防火設備 | 国が指定する建築物に設けられた、随時閉鎖式の防火戸、防火シャッター等 | 毎年 7月～10月 ※初回は、H30年7月～10月 | 外壁開口部の防火設備、防火ダンパー、常時閉鎖式の防火戸を除く。 |

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。掲載